

枚方市条例第 13 号

枚方市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

枚方市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年枚方市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「505人以内」を「553人以内」に改める。

附 則 [令和5年3月7日公布]

この条例は、令和5年4月1日から施行する。